

安龍福の供述 一古文書と記録から一

江戸時代 → 竹島は現・鬱陵島、松島は現・竹島で、韓国でいう独島
竹島一件の内容

鳥取藩領米子の大谷甚吉が村川市兵衛とともに竹島渡海許可を幕府に申請し、元和4年（1618）幕府は「渡海免許」を発給した。大谷・村川両家は輪番で竹島渡海を行い、寛文元年（1661）頃には松島への「渡海免許」も与えられた。

ところが、元禄5年に竹島で大勢の朝鮮漁民と出会い、さらに翌年の元禄6年にも遭遇し、その内の安龍福、朴於屯を連れて帰国、藩を通じて徳川幕府へ朝鮮人の竹島出獵禁止を願い出た。そして、幕府が対馬藩を通じて朝鮮側に出獵禁止をもとめる交渉開始を命じた元禄6年（1693）5月13日から、幕府が日本人の竹島渡航禁止を命じた元禄9年（1696）を経て、朝鮮国からの奉書、それを幕府に報告する元禄12年10月19日までの事由をいう。

主要事項

- 1、{村川市兵衛竹島で朝鮮人に遭遇した事を藩へ報告} 元禄5年4月9日
- 2、{竹島で昨年同様朝鮮人と遭遇} 元禄6年4月17日
- 3、{安龍福・朴於屯を連れ竹島出帆} 元禄6年4月18日
- はじめ隠岐に着く。この時の状況は安龍福が口上書で述べている。また、後世の『竹島考』などに記されている。
- 4、{安龍福・朴於屯を連れて米子へ寄航} 元禄6年4月27日
- 5、{安龍福・朴於屯米子での口上書作成} 元禄6年4月28日

資料1

鳥取【米子】

- ① 竹島は朝鮮で聞いていた
② 命令で竹島へ渡ってはいない。銘々の商売のために鮑、若布を探りに来た。
③ 竹島で日本の道具を見たので日本へ帰ろうとしたが、去年来た者が去年は無かったといった。しかし、自分は日本のものだから帰ろうと風待ちをして、その間獵をした。そしたら日本へ連れて来られた
⑦ 飯米10俵 塩2俵を持っていた。

- 6、{鳥取藩江戸屋敷へ米子着の朝鮮人の報到着} 元禄6年5月9日

資料2

- 6—資料2 気晴らしに出たいなどわやく申し、酒は昼夜三升まで許す。

- 7、{幕府朝鮮人を長崎奉行所へ移送を命じる} 元禄6年5月13日
8、対馬藩へ老中土屋相模守からの交渉命令 元禄6年5月13日

資料3・4・5・6

- 8-資料3 朝鮮人口上書、藩と村川・大谷家からの朝鮮人渡海禁止要望と思われる書簡が提出
- 8-資料4、6 長崎まで海陸勝手次第とのことで二転して陸になる。海は心もとない。
- 資料5、6 御使者二人 極暑のため途中病人が出た時の用心。医者、朝鮮人食物揃えのため料理人1人付き、朝鮮人に1人に4人の足軽つけ。
- 8-資料6 米子から連れてくる時の見物は、女子供は見物なし、朝鮮人狼藉をするかもしれないから用心するように。米子から道中在所の庄屋、年寄は不寝番をつけること。

- 9、{安龍福・朴於屯晚鳥取着} 元禄6年6月1日
10、{安龍福・朴於屯辰下刻（午前9時）鳥取出発} 元禄6年6月7日
11、{安龍福・朴於屯長崎へ到着} 元禄6年6月30日

資料7

- 11-資料7 長崎までの道中御領、私領で馳走されているので、藩はそれぞれに御礼をする。中陰（四十九日法事）明け
- 12、{安龍福・朴於屯長崎で口上書作成} 元禄6年7月1日

資料8

長崎奉行所へ対馬藩の御留守居濱田源兵衛が通辞を連れが出来かけ、御奉行立会いの下で口上書を作成する。

長崎奉行朝鮮人到着のことを江戸へ報告し、その返事が着次第引き渡す。それまで帰国するなり、長崎滞在なりをするよう云われる。

対馬「この度の朝鮮人は格別のわけあり船中警護のため使者到来」

対馬「平生の漂流人と違い長崎奉行所より請取なられ重ねて竹島へ罷越さざるよう朝鮮へ仰せつかわされ候様仰せを蒙られる質人の心持ちに候故」なのに、長崎奉行所はそのような気持ちはなく、江戸から返事が来るまで、待つなり帰るなりなど勝手にしてくれといい、さらに船中の警護も無くてもいいなど心得違いをしている。

長崎奉行所

- ① 竹島については朝鮮ではハムルグセムといい、日本の竹島とはこの度知った。
- ② この島に鮑や若布が沢山ある事は知っていた。その稼ぎのため三艘の船で渡った。
- ③ 日本人が我々の居る所へ来て、着物を入れていたひら包みをおさめ、我々を乗せて出帆した。
- ④ ここまで来る間、警護の衆から馳走され、布木綿衣類なども貰った。詳しくは因幡での口上と同じである。

⑤ 鳥取藩で貰った品物

13、{安龍福・朴於屯対馬藩迎えへ渡される}

元禄6年8月14日

資料9

長崎・対馬

13—資料9 長崎へ着くと公儀からの賄いは無く、対馬藩長崎屋敷での賄いになる。因幡と対照的→異国人慣れている。通常扱い

長崎奉行所から平生の朝鮮浜人へは長崎逗留中、公儀から賄いが出されるが、今度は竹島へ来た朝鮮人なので賄いは公儀からないと対馬藩留守居役へ告げられる

14、{安龍福・朴於屯対馬藩へ着岸する}

元禄6年9月2日

資料10

内外出入禁止、番人が付く

15、{安龍福・朴於屯対馬で口上書作成}

元禄6年9月4日、

資料11

対馬

- ① 竹島が日本の地とか朝鮮の地とかはすべて知らない。日本に来て日本の地と知った。この島へ朝鮮から古くから渡っていたか、近年になって渡ったのか一向に存じない。
- ② 忍んで島へ渡ってはいない。去年もウルサンの者が渡っていた。公儀からの指図で來たのではなく、鮑、若布が大分あると聞いて稼ぎに来ただけである。日本人と商売などするつもりもない。けれど類船の者は知らない。
- ③ 我々の小屋番にハクトラヒ居た所へ、日本船が来て、トラヒを捕らえ天間にのせた。アンヨグは小屋において置いた平包みを取り出そうと行き、トラヒを陸揚げしようと、天間へ乗ったところ、本船に二人は乗せられ出船した。
- ④ 長崎へ来るまで所々でご馳走になり、膳も一汁八菜ほどもあった。二人とも長崎まで乗物で來た。
- ⑤ 彼島には鳥、獸、魚などいなものはいない。猫が大分多くいた。
- ⑥ 古き小屋が壊れ、道具類があった。いかにも日本人が住んでいたように思えた。
- ⑦ 食用として米10表、塩3表乗せて來た。その外のものはない。

16、{対馬藩から朝鮮国へ9月付け書簡送付}

元禄6年10月

資料12

幕府からの仰せにより、朝鮮人2名送り返す。今後朝鮮人が竹島へ渡らぬよう申し渡されるよう書簡と使者の口上で述べる。

- 17、{朝鮮都より返書} 元禄6年10月10日
 朝鮮國「竹島という島へ行った朝鮮人を送ってくださり、受取るが、竹島という別の島があるならだが、鬱陵島なら昔から朝鮮の島だからそこで朝鮮人を捕らえたのはおかしいし、その上毎度使者を渡されるのは迷惑だから（使者への馳走）今回の使者はお断りしたい。」
- 18、{多田與左衛門一行渡海、1日着翌日倭館着} 元禄6年11月2日
- 19、{安龍福・朴於屯朝鮮側へ引き渡す} 元禄6年12月10日前後

資料13

「竹島へ罷越候漁民2人召連れ候、警護として横目改浜田源左衛門へ代官樋口太郎兵衛相付け罷出候所、馳走訣朴同知、金判事両人此方警護二人へ挨拶いたし、彼方の者大勢召し出し、右漁民二人これを受取らせ、すなわち縄掛け候体に相見え候」

19—資料13 元禄6年には朝鮮へ渡され縄を掛けられる

- 20、{接慰官俞集一安龍福審問} 元禄7年8月～10月
- 俞集一は竹島交渉の接慰官として東萊に赴任した。元禄7年8月3日東萊に到着し、同年10月3日帰京するからその間に安龍福に尋問した内容は安龍福が銀貨と文書を対馬に奪われたといったことのみ記している。
- 「承旨俞集一日 臣頃年奉使東萊也 推問安龍福 以為伯耆州所給銀貨及文書馬島人劫奪」（『肅宗実録』肅宗22年（元禄9年）10月）
- 21の対馬側の情報収集によると色々話しているが『肅宗実録』の記述は、銀貨と文書を対馬に奪われたのみ記載

- 21、{対馬藩瀧六郎右衛門存寄書付} 元禄8年7月12日

資料14

返還後の安龍福の朝鮮での供述の様子を聞き、その内容と反論を述べる。

(安龍福の弁)

- ① 竹島で縄掛けられ囚人にされ、江戸へ7日目に送られた。
- ② 江戸では無作法をしたと自分を捕まえた日本人を断罪にした。
- ③ 我々には衣服をくれ、丁寧なご馳走があった。
- ④ 長崎への道中も駕籠に乗り左右からあおいでくれた。
- ⑤ 長崎について対馬の役人に渡されたら、金銀は奪い取られ囚人にさせられた。
- ⑥ 江戸でのご馳走のことなどから考えるに江戸の気持ちは対馬がいうようなことではない。
- ⑦ 我々を囚人にして再び島へ渡るなというのはただただ対馬が言っているに過ぎない。

【対馬の反論】

- ① 竹島から7日で江戸へ行ける訳がない。そこは因幡の城下であるに江戸だと思った

ことが、先ず、了簡違いである。

- ② この漁民を捕まえたのは前年、島で出会い、来ないように話したのに又来ていたため、越境の狼藉を咎めてつかまえたのである。
- ③ 丁寧に扱ったのは日本の国風である。大切な囚人はこのように扱う。道中食あたり、怪我などをしたり自分の罪を反省して自害したりしては、公儀から咎められるから囚人の心を平穏にするための苦心である。
- ④ 対馬が受取ってから金銀を取り上げたのは、彼漁民が道中我慢を言って今日は行かないなど荒れたので警護役は難儀して金銀を渡した。これで得心したのでとにかく、大切な囚人だから、早く渡してしまいたいとこのようなことをしたと、警護の役人が話した。
- ⑤ このような非法なことが多いのは貴國の恥になることだと考え、貴国の非礼なことを繕うために取り上げ、警護の役人へ返したのである。それを自分のものを奪い取ったなど話しているのは全く心外なことである。
- ⑥ 対馬で警護が厳しいのは通常の漂流民と違い、大切な囚人であるからそのように扱つたのである。

22、対馬藩主へ竹島渡海禁止が江戸城内で言い渡される

元禄9年1月28日

23、鳥取藩も老中戸田山城守より奉書受取る

元禄9年1月28日

24、{安龍福ら11人が隠岐へ到着}

元禄9年5月20日

25、「朝鮮舟着岸一件一巻之覚書」

元禄9年5月23日

資料別添付

隠岐国の元禄9年の所属 → 貞享4年(1687)12月23日～享保5年(1720)6

月13日まで大森代官所預かり 元禄6(1693)～9(1896)

- ① 伯州へ参り、鳥取伯耆守様へ申上げたいことがある。 主な目的 はじめのその内容を書き出し見せるような話をしながら、翌日には伯州でいうからここでは書き出せないと断る→ 強気、内容は隠岐代官、村役人は知らない。
- ② 木綿の旗二つ所持 → 『竹島考』記載旗 資料16の記載と異なる
- ③ 竹島は鬱陵島 松島は子山 というとの話
- ④ 隠岐の代官の聞き方によるものか、宗教、宗派について詳しく聞こうとしている。
- ⑤ 隠岐→ 親切にされている。食べ物をもらう。書き物に一軒屋を提供される。
- ⑥ 元禄6年日本でもらった物の書付を帳1冊差し出す、写あるはず(今不明) これは鳥取藩から安龍福がもらった品のリスト化?

26、{隠岐代官より報告が鳥取へ到着}

元禄9年6月2日

27、{安龍福ら11人赤崎へ着}

元禄9年6月4日

28、{鳥取藩江戸藩邸へ飛脚}

元禄9年6月5日

29、{安龍福ら 11人青谷へ着}	元禄 9年 6月 5日
30、{飛脚江戸到着即、老中へ上申}	元禄 9年 6月 13日
31、{安龍福ら 11人賀露東禪寺へ回送}	元禄 9年 6月 14日
32、{安龍福ら 11人湖山池青島へ回送}	元禄 9年 7月 17日
33、{江戸屋敷へ注進続く、回送の件等、老中へ上申}	元禄 9年 6月 22日
34、{対馬藩と鳥取藩の話し合い}	元禄 9年 6月 23日

資料 15

対馬藩江戸留守居役鈴木半兵衛に鳥取藩御留守居役吉田平馬が安龍福らの状況を話す。

- ① 鳥取では取り上げられないから長崎へ行くように話すと立腹し、棹などでこちらの者を敲いたりする。
- ② 来た者の内、日本言葉を話す先年來たアンヒヒャクで訴訟のことはどうも対馬藩のことらしい。
- ③ しかし、老中へそこもと様の訴訟らしいなどはいえないで、言葉が通じなく内容がわからないと説明したところ、筆談ではとことだったが、筆談すると訴訟を受けることになるになるので、出来ないと説明した。
- ④ とにかく、そこもと様のことを何角言っているので通辞を出されたほうがいい。
- ⑤ アンヒシャクは国元朝鮮では縛られることなどなかったといっている。

35、老中からの指示	元禄 9年 6月 23日
①対馬藩から通詞を派遣すること、②賀露東禪寺へ入れることの禁止、③長崎移送は海路にすること、陸路は人数も多く、所々に泊ることになり、悪しき候	

36、{江戸屋敷から飛脚出る}	元禄 9年 6月 26日
-----------------	--------------

37、老中から奉書	元禄 9年 7月 24日
①朝鮮国通用のことは対馬藩外が取り上げられないことは御大法であるから、即追い返せとの命令。「最前宗形部大輔殿より御老中へ存寄りの趣被仰上候由」	

38、鳥取藩が大谷・村川へ竹島渡海禁止を伝える	元禄 9年 8月 1日
39、{老中の指示が鳥取に到着、即帰帆の旨を告げる}	元禄 9年 8月 4日

40、{安龍福ら 11人出帆}	元禄 9年 8月 6日
41、{安龍福の朝鮮での供述}	肅宗 22年 9月 (日本年号元禄 9年)

資料 16

41—資料 16

- ① 島に来ている日本人を見つけて詰問した。日本人は松島に住んでいる者といった。
- ② 自分は松島は子山島だわが國のものだといった。
- ③ 逃げる日本人を追って子山島へ行くと、大釜で魚を煮ていた。

- ④ 逃げる日本人を舟で追いかけ玉岐島に着いた。
- ⑤ 隠岐島主から伯耆州へ伝えたいというが、回答がなく舟を出し伯耆へ着いた。その時「爵陵子山両島監税将」と称した。人馬を出して迎えてくれた。
- ⑥ 藩主と対座し、両島が朝鮮の領土である事をいい、閑白の書契をもらった。
- ⑦ 帰りに対馬にこの書を奪われたので、対馬の勝手なことを閑白に訴えたいというと、伯耆主はこれを許した。
- ⑧ ところが、対馬藩主の父がやって来て、この訴えで息子が重い罪で死ぬことになるので止めてもらいたいと頼まれた。
- ⑨ 先に越境して来た者を処罰した。

42、{対馬藩が朝鮮人訳官に日本人の竹島渡海禁止を伝える　元禄9年10月16日
竹島の儀については江戸老中より

- ① 因幡伯耆の附属の島ではない
- ② 日本が取ったところでもない
- ③ 空島に成っていたので伯耆の者が猶に行っていた
- ④ 近年朝鮮人も入り交じるようになった故にこれから日本からは渡海しないことにした。

当夏朝鮮人11人訴訟の儀と因幡へ渡ったことについて

- ① 朝鮮との御用は対馬で行なうことになっている
- ② 他国で取り次ぐことは国法に違反するので何も聞かず追い返した
- ③ このように他国へ訴訟する人間が居るなど驚くべきことで、このやり方が朝廷のさせたことなら不届き千万である。
- ④ 下々のことだと今は差し控えるが
今後このようなこと無いように朝廷へ急度伝えて欲しい

資料17

43、{朝鮮人訳官が朝鮮へ帰国}　元禄10年1月10日

44、朝鮮国からの奉書　元禄11年3月

- ① 口上の趣承知した。爵陵島は朝鮮の地であり、今後日本人が渡らぬことは善隣好機である。
- ② 去年漂流した者は海辺の者で、船で暮らしを立てているのであろう。
- ③ 風雨激しい時日本へ両流するのは常のことである。
- ④ 国約束をたがえて人を送るなどする筈がない。
- ⑤ 書付を差し出したなど不届きものである。
- ⑥ 牢に入れ今後の見せしめにする。

資料18

- 45、対馬藩から朝鮮国へ竹島一件の終結の書状 元禄 12年 3月 21日
46、対馬藩家老大浦忠左衛門が老中安部豊後守に報告 元禄 12年 10月 19日

元禄 6年にも安龍福がおり、元禄 9年も安龍福が登場する。

幕府、対馬藩、朝鮮側の交渉において安龍福が関わることもなく、問題にもならないが、後世、この時期に安龍福が『朝鮮王朝実録』【『肅宗実録』】中の記された肅宗 22年（元禄 9年）9月朝鮮での尋問に話したことが現代に影響を与えていといえる。

（安龍福は元禄 6年に帰国した時も話しているようだが記録には愈集一の審問内容がわずかに記される。対馬で金銀を奪われたとの発言のみ 20 番）

【安龍福とは】

元禄 6年の口上書から見える安龍福

島の存在は知っていた。鮑若布など稼ぎものがあると知っていた。島の所属が何処であるかは知っていない。平包みをにこだわっている。馳走になり、待遇が良かったことを強調する。米子での発言では、島の道具から日本人が来ていることは知っていた。日本人が居るから、自分は島を離れようとしたことを強調しているが、長崎、対馬ではその発言はない。
→物欲がある。→後の金銀を奪われたとの訴え 保身を考える。

言動記述から見る安龍福

鳥取藩→深切丁寧対応→何故か？

安龍福 わがままをし、手こずらせた。→ 34—資料 15 で鳥取江戸留守居吉田平馬が元禄 9年 6月の時、長崎へ行くよう藩役人がいうと、腹を立てて、棹で役人を敲いたりした。

乱暴者の兆候あり、米子から鳥取への移送にも、狼藉のおそれが記してある。

朝鮮での扱い

19—資料 13 元禄 6年対馬から渡され縄掛けられる
43—資料 18 元禄 11年。漂流民である。書付を出すなど不届き者、牢に入れ見せしめにする。

安龍福の朝鮮での訴え

21—資料 14 江戸では馳走あり、金銀を貰い衣服を貰い丁寧にされたが、対馬では囚人扱いされすべてを奪われた。そして島へは来るなというのは江戸の考えと違って対馬が勝手にしていることであるの趣旨の発言をしている。
対馬の情報収集。

34-資料15 元禄9年6月の鳥取上陸の際、鳥取藩側は安龍福の訴えを把握していたようだ。その趣旨は対馬藩の非道さを訴える内容のようで、そのことを江戸留守居役同士が情報交換している。

今、安龍福の元禄9年の口上書が幕府へ渡されているはずが現存していない。対馬藩で銀貨を奪われたこと、因幡で貰ったものを返せなどの言い分だったのだろうか？

鳥取藩は此時、老中から筆談せよといわれたのを、筆談しては證拠のなるとして、通辞の派遣を求め、対馬藩に早く出したがいいと話している。

42-資料16 肅宗実録に載る供述 → 元禄6年と元禄9年が交差した発言

再来航した9年のとき、隠岐で書いた書面には何が書かれていたか？

元禄9年は鳥取では正式な供述はさせられず、帰国する。

朝鮮で捕わされてから、朝鮮役人に述べた供述。

『朝鮮王朝実録』 肅宗22年9月戊寅条（日本年号元禄9年）

安龍福が元禄9年（1696）8月に鳥取から帰帆させられて、朝鮮政府に捕縛され、取調べを受ける。（この時の供述が日本側史料による史実と全くかけ離れたものである）

その時の供述によっても1696年の安龍福の処分をめぐる朝鮮政府中央の議論のなかに、安龍福が国土を守ったなどという見解はひとつも出てこない。死刑に処すべきか、減刑して遠島に処すかの議論で混乱が見えるものの、減刑理由は国土を守ったことではないし、無罪放免にならず遠島にされ、罪人とされたのであるから、英雄視された人物とはいえない。

現代韓国の安龍福像

「独島を護った英雄」として韓国国史教科書に記述される。

例えば「17世紀末、朝鮮と日本の漁民のあいだで独島で紛争が生じるや、安龍福は二度にわたって日本へ行き、鬱陵島と独島が朝鮮領であることを確認した（高等学校韓国現代史）とか

「・・・朝鮮肅宗のときには東萊に住んでいた漁民安龍福がここ（鬱陵島）に往来する日本漁民を放逐し、日本まで行き、独島がわが国の領土である確認させたこともあった」（中学校国史）

1950年半～70年代初めの中学校、高校の国史には「独島を護った安龍福」の記述どころか安龍福の名すら載っていない。それが、中学校教科書は昭和54年（1979）から、高校の場合は昭和57年（1982）から記述が始まるのである。

現在の状況が何時ごろから韓国で発生したかについては池内敏氏の論考による。

安龍福英雄説は昭和35年（1960）代から始まったものである。